

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則 (案) の概要

1. 規則名

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則

2. 概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター保険災害共済給付制度は、恵那市立の小中学校又はこども園の管理下で、児童生徒園児の不慮の災害が発生したときに、その医療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う上で、学校（園）教育の円滑な実施に資することを目的とした制度です。その上で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162）第17条第4項の規定に基づき、恵那市立の小学校、中学校又はこども園の保護者から徴収する災害共済給付に係る共済掛金について、必要な事項を定める規則の制定を行います。

3. 内容

- ・この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162）に基づき、恵那市立の小学校、中学校又はこども園に在学する児童生徒園児（以下「児童生徒等」という。）の保護者から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について、必要な事項を定めるものとします。
- ・児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次に定める額とします。
 - （1）小中学校児童生徒1人につき年額420円
（但し、生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合は、児童生徒1人につき年額18円）
 - （2）幼保連携型及び保育所型認定こども園園児1人につき年額210円
- ・次のいずれかに該当する場合、共済掛金は徴収しません。
 - （1）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - （2）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者
- ・この規則に定めるもののほか共済掛金の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めます。

4. 制定の理由

規則を定めることで、共済掛金の徴収・運用に関するルールを明確にし、掛

金の徴収が適正かつ合法的に行われるようにし、安定的かつ公平で透明性のある保険制度の運営を行うため。

5. 募集期間

令和6年10月25日（金曜日）から令和6年11月25日（月曜日）

6. 提出方法

様式は任意です。

- （1） 標題「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の徴収に関する規則」
- （2） 住所
- （3） 氏名
- （4） 電話番号
- （5） 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで提出してください。

- ・ 直接持参 教育委員会事務局 学校教育課
- ・ 郵送 〒509-7292（住所不要）学校教育課
- ・ F A X 0573-26-2155
- ・ 電子メール gakkoukyouiku@city.ena.lg.jp

7. 問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育課

電話番号 0573-26-2111